平成２７年（フ）第３３６号
静岡県沼津市今沢106番地　エーデルハイム106
債務者　加藤　静香（旧姓筧）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０１号
名古屋市熱田区八番２丁目21番19号　フォーブル渋谷Ａ棟202号
債務者　長島真由美
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３３号
神戸市東灘区深江南町１－12－16－405、住民票上の住所兵庫県芦屋市春日町11番10号
債務者　三田　和輝
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４８号
神戸市中央区筒井町１丁目１番５－712号
債務者　チングことスナックオレンジこと　李　英姫
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９４号
広島市西区大宮３丁目３番１－302号
債務者　波津見明子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
北海道小樽市稲穂５丁目18番11号、前住所北海道小樽市緑２丁目27番15号
債務者　石原　昌榮
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０９号
北海道小樽市稲穂５丁目18番11号、前住所北海道小樽市緑２丁目27番15号
債務者　石原　和枝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１１６号
北海道小樽市稲穂２丁目５番10号　サンジェーヌイナホ202号室、前住所札幌市北区北33条西６丁目２番15－303号
債務者　高橋　　岳
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１１８号
北海道小樽市奥沢４丁目18番22号、前住所北海道小樽市長橋１丁目15番126号　長橋グランドハイツ
債務者　生田　美香
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１３６号
青森県八戸市大字田向字冷水30番地１、前住所青森県八戸市下長４丁目４番４－31号　県営住宅
債務者　上條　　教
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦66番地３、従前の住所宮城県登米市中田町上沼字要害109番地
債務者　石井千代子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
宮城県加美郡加美町字町裏258番地１　サトーハイツ202号室
債務者　松田　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
秋田県潟上市昭和大久保字北野白洲野33番地９
債務者　佐藤　裕樹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３０号
秋田県南秋田郡八郎潟町字昼根下68番地37　グループホームすみれ
債務者　森山　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
秋田県潟上市天王字長沼52番地15　コーポ西村２号棟１－１号
債務者　石綿　正夫
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
福井県敦賀市松島130号190番地の１　櫛川
債務者　宮藤　進也
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２３４号
長野県塩尻市大字広丘吉田747番地74
債務者　上條　吉則
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部